

公立大学法人京都市立芸術大学寄付講座規程

(令和4年7月4日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、法人が設置する京都市立芸術大学（以下「大学」という。）における寄付講座に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄付講座 大学が民間等からの寄付金により必要な諸経費を賄い実施する教育研究活動をいう。
- (2) 部局 各学部，研究科，研究センター及び附属施設をいう。
- (3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(目的)

第3条 寄付講座の設置及び運営は、奨学を目的とする民間等からの寄付金を有効に活用して本学の主体性の下に設置・運営し、教育研究等の進展及び充実に資するものとする。

(名称)

第4条 寄付講座には、当該寄付講座における教育研究等の内容を示す名称を付するものとする。

なお、寄付者から申し出のあった場合は、寄付者が明らかになるような字句を付加することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、寄付講座の設置に係る寄付の申し込みがあり、この申し込みが本学の教育研究等の進展及び充実に有益であると認めた場合は、教授会又はそれに代わる機関の審議を経てその設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄付講座寄付申込書（別紙様式第1号）
- (2) 寄付講座の概要（別紙様式第2号）
- (3) 担当予定教員の履歴書・研究業績書及び就任承諾書（別紙様式第3号）

(設置)

第6条 学長は、前条の申請があった場合は、教育研究審議会の審議を経て、寄付講座を設置することができる。

(受諾)

第7条 学長は、前条に規定する寄付講座の設置を決定したときは、寄付講座受入承認書（別紙様式第4号）を当該部局長に送付の上、寄付申込者へ寄付講座寄付受入受諾書（別紙様式第5号）により通知するものとする。

(存続期間等)

第8条 寄付講座の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 部局長は、前項の存続期間が終了した場合は、寄付講座における教育研究等の成果の取りまとめを行い、学長に報告するものとする。

3 寄付講座の内容等に大きな変更を加える場合の手続きは設置の手続きに準じて行うものとする。

(寄付講座の構成等)

第9条 寄付講座には、少なくとも1名以上の教員を置くものとする。

2 前項により置かれる寄付講座を担当する教員の名称は、寄付講座教員とする。

3 寄付講座教員は、公立大学法人京都市立芸術大学特任教員規程による有期雇用教職員とし、その契約期間は当該寄付講座の継続する期間を限度とする。

4 寄付講座教員の選考は、当該部局の教員選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

(寄付講座教員の職務)

第10条 寄付講座教員は、当該寄付講座における教育研究に従事するほか、当該寄付講座における教育研究等の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(経理等)

第11条 報酬、研究費及び費用弁償等の寄付講座に係る経費の執行は、公立大学法人京都市立芸術大学会計規則によるものとする。

2 寄付講座教員の報酬など寄付講座における教育研究等の実施に伴う経費については、受け入れた金額の範囲内において賄うものとする。

(寄付講座教員の称号)

第12条 寄付講座教員において、教授に相当する者は、「教授（寄付講座）」と称するものとする。准教授、講師に相当する者についても、それに準じる。

2 前項の称号付与は、第9条第4項の規定により選考された寄付講座教員に対して、学長が行うものとする。

(教授会等への出席)

第13条 教授会等が必要と認めた場合は、寄付講座教員は、これに出席し、意見を述べることができる。

(寄付金の受け入れ)

第14条 寄付講座に対する寄付金の受入れは、公立大学法人京都市立芸術大学寄付金等取扱事務規程に定めるところによる。

2 寄付講座における教育研究等の実施に伴う経費として、当該寄付講座の存続期間に係る総額を一括して納入することを原則とする。ただし、継続して寄付受入れすることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

(特許等の取り扱い)

第 15 条 寄付講座教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては別に定める。

(その他)

第 16 条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

(様式第 1 号)

寄付講座寄付申込書

年 月 日

京都市立芸術大学学長 様

申込者
住 所
氏 名

印

寄付講座の開設に関して、下記のとおり寄付を申し込みます。

記

- 1 寄付講座の名称
- 2 寄付講座の設置目的
- 3 設置期間
- 4 寄付金額
円
- 5 納付時期
- 6 その他

(様式第 2 号)

寄付講座の概要

1 学部名等	
2 寄付講座の名称	
3 寄付者	
(法人の場合) 4 寄付者の概要	(資本金) (主な業務内容) (その他)
5 寄付予定額	円
6 担当予定教員名 及び職名	(氏名) (職名)
7 寄付講座の研究領域 の概要 (カリキュラムを含む)	
8 協力教員等	
9 現有組織の構成状況 及びそれらに照らした 寄付受け入れの必要性	

(様式第3号)

就任承諾書

年 月 日

京都市立芸術大学学長様

氏 名

印

私は、下記のとおり就任することを承諾します。

記

- 1 寄付講座名 ○○講座
- 2 就任予定期間 年 月 日から年 月 日まで
- 3 就任予定職名 ○○（寄付講座）

(様式第 4 号)

寄付講座受入承認書

年 月 日

様

京都市立芸術大学学長

年 月 日付けで申請のあった寄付講座の設置に係る寄付の受け入れについて、承認します。

(様式第 5 号)

寄付講座寄付受入受諾書

年 月 日

様

京都市立芸術大学学長 公印

年 月 日付けでお申し込みいただきました京都市立芸術大学に対する寄付につきましては、下記のとおり受諾いたします。

記

1 寄付講座の名称

2 寄付金額

3 設置期間 年 月 日から 年 月 日まで